

# 子 ～「宇美町こども計画」策定の取り組み～ 育てに関するオンライン意見箱を設置します!!

こども、保護者、これから子育てをしていく若者など、さまざまな立場の人から広く意見を募集できるようオンライン意見箱を設置します。詳しくは町ホームページをご覧ください。

▶設置期間  
6月1日(土)～8月18日(日)



詳しくはこちらから



## ～宇美町こども計画の策定に向けたアンケート調査の回収率について～

1月末～3月末にかけて実施しましたアンケート調査の最終的な回収率は下記のとおりです。アンケート調査へのご協力、ありがとうございました。各アンケート調査の結果の内容は、今後、町ホームページでお知らせします。

### ▶アンケート調査の概要

調査の種類	子ども・子育て支援に関するアンケート		子どもの生活に関するアンケート	子ども・若者の意識に関するアンケート
調査対象者	就学前児童の保護者	小学生の保護者	① 小学5年生の児童 ② 中学2年生の生徒 ③ ①と②の保護者	① 13歳～18歳 ② 18歳～39歳
調査方法	郵送調査	郵送調査	①② オンライン調査 ※1 ③ 保護者 学校配布・回収	郵送調査およびオンライン調査
回収数および回収率	596人/1,000人 (59.6%)	457人/750人 (60.9%)	① 338人/372人 (90.9%) ② 326人/390人 (83.6%) ③ 591人/762人 (77.6%)	① 153人/400人 (38.3%) ② 102人/400人 (25.5%)

※1 町立以外の小中学校に通学の児童・生徒およびその保護者は郵送調査

問 こどもみらい課 子育て支援係 ☎933-0777 FAX933-0210

# 子 ども支援オフィスによる巡回相談のお知らせ

県が委託する自立相談支援事業所(社会福祉法人グリーンコープ)を活用した子ども支援オフィスによるワンストップ型の相談支援を実施します。対象は、20歳未満のこどもがいる家庭で、子育ての悩みや仕事、お金の心配など、ご家庭の困りごとについての相談を受け付け、具体的な手続きなどのご案内を行います。

令和6年度は、実施場所に「こども教育総合支援センターうみハピネス」を加え、下記のとおり巡回相談を行います。ご相談内容について、秘密は守られます。お気軽にご相談におこしください。

※事前予約が基本ですが、当日の相談も受け付けています。事前予約および当日の相談については、粕屋子ども支援オフィスまで。

日にち	曜日	場所	時間
6月13日	いずれも木曜日	うみハピネス	10時～17時
7月11日		役場大会議室右	
8月8日		役場第2会議室	
9月12日		うみハピネス	
10月10日		役場第2会議室	
11月14日		役場第2会議室	
12月12日		うみハピネス	
1月9日		役場第2会議室	
2月13日		うみハピネス	

〒 粕屋子ども支援オフィス ☎938-1205 問 こどもみらい課 子育て支援係 ☎933-0777 FAX933-0210

# 児 童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当の制度について

	児童手当	児童扶養手当	特別児童扶養手当
概要	児童を養育する人に手当を支給することにより、家庭などにおける生活の安定と、次代の社会を担う児童の健全な成長に資することを目的とする制度です。	離婚などによって、父(母)と生計を同じくしていない児童(父(母)が重度障がい者の場合を含む)について、手当を支給することにより、母子・父子世帯などの生活の安定を図り、自立を促進する制度です。	精神または身体が障がいの状態(政令で定める程度以上)にある20歳未満の児童について、児童の福祉の増進を図ることを目的として、手当を支給する制度です。
要件	国内に住所を有する(留学中の場合などを除く)中学校修了までの間にある児童を監護養育している人に支給されます。	18歳到達後最初の年度末までの間にある児童(障がい児については20歳未満)を監護している母(父)、または父母に代わって児童を養育している人に支給されます。	精神または身体に障がいを有する20歳未満の児童を監護している人に支給されます。 ただし、対象児童が児童福祉施設などに入所している場合は支給できません。
月額	<ul style="list-style-type: none"> <li>●3歳未満(一律) 15,000円</li> <li>●3歳以上小学校修了前 (第1・第2子) 10,000円 (第3子以降) 15,000円</li> <li>●中学生(一律) 10,000円</li> </ul> ※養育する児童(満18歳以後の最初の3月31日までの間にある児童)のうち、年長者から第1子、第2子…と数えます。	令和6年4月分～ <ul style="list-style-type: none"> <li>●全部支給 45,500円</li> <li>●一部支給 10,740円～45,490円</li> </ul> 2人以上の児童を有する受給者に係る加算額については、第2子5,380円～10,750円、第3子以降1人につき3,230円～6,450円	令和6年4月分～ <ul style="list-style-type: none"> <li>●1級の方 55,350円</li> <li>●2級の方 36,860円</li> </ul>
支給日	10月・2月・6月の10日	1・3・5・7・9・11月の11日	8月・11月・4月の11日
現況届提出月	6月	8月	8月
	現況届の提出は原則「不要」です。提出が必要な方には、5月に案内を送付します。	現況届は、受給者の前年の所得の状況と8月1日現在の児童の養育状況を確認するための届です。この届を提出しないと、引き続き受給資格があっても、11月以降の手当が支給できなくなりますので、必ず提出してください。	所得状況届は、受給者の前年の所得の状況と8月1日現在の児童の養育状況を確認するための届です。この届を提出しないと、引き続き受給資格があっても、8月以降の手当が支給できなくなりますので、必ず提出してください。

問 福祉課 福祉・手当係 ☎932-1111(代) FAX933-7512